



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年8月22日火曜日 第436号

◇ 目 次 ◇

解除予定保安林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 810
 保安林の指定(2件)..... (") ... 810
 公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 811
 落札者等の告示..... (会計課) ... 811
 土地改良事業の計画の変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 811
 建設業者の許可の取消し(2件)..... (中予地方局管理課、南予地方局管理課) ... 811
 道路の供用開始(県道滑床松野線)..... (南予地方局管理課) ... 812
 道路の区域変更(県道肱川公園線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 812
 道路の供用開始(")..... (") ... 812

教育委員会公告

令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験(後期選考試験)の実施について..... (高校教育課) ... 812

雑 報

愛媛県収用委員会運営規則の一部を改正する規則..... (収用委員会事務局) ... 813

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第909号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年8月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
西予市三瓶町有網代字下り松368の11
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
西予市三瓶町有網代字下り松368の11
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所
西予市三瓶町有網代字下り松368の11
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第910号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年8月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
四国中央市富郷町津根山乙446の2から乙446の4まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第911号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年8月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
八幡浜市郷2番耕地621、2番耕地622

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び八幡浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第912号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、中予地方局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年8月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数地図化、地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 令和5年5月8日から
7月13日まで
- 3 作業地域 久万高原町 一円

○愛媛県告示第913号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年8月22日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
中型バス（スクールバス・福祉車両）2台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年7月26日	いすゞ自動車中国四国株式会社四国支社松山支店 愛媛県松山市土居町575番地	48,244,020円	一般競争入札	令和5年6月30日

○愛媛県告示第914号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市祝谷土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）

理）の計画の変更を令和5年8月8日認可した。

令和5年8月22日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

○愛媛県告示第915号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年8月22日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-30)第18178号	平成30年10月9日	(株)日本エアソリューションズ	富士原 裕	松山市余戸東1-3-22	令和5年7月5日	電気工事業 管工事業	建設業の廃止
(般-3)第14735号	令和3年5月10日	剣産業	稲田津留雄	松山市水泥町333-29	令和5年7月13日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-2)第13337号	令和3年3月4日	オクトハウス(株)	兵頭 弘美	松山市松末1-6-26	令和5年7月21日	大工工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第916号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年8月22日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-30)第14027号	平成30年6月8日	武田ガラス店	武田 英夫	宇和島市佐伯町2-3-17	令和5年6月5日	ガラス工事業 建具工事業	建設業の廃止
(般-3)第18625号	令和3年4月8日	N-construct ion(株)	西蔭ゆりか	宇和島市新田町3-5-4	令和5年6月28日	塗装工事業	建設業の廃止(一部)

(般・特 - 30)第16386号	平成30年 9月19日	(株)羽田建設	羽田 正行	南宇和郡愛南町増田5419	令和5年 7月6日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特 - 2)第381号	令和2年 5月28日	(株)藤堂組	藤堂 真二	宇和島市津島町岩淵甲83 8	令和5年 7月21日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 3)第8175号	令和4年 3月22日	(有)日吉建材運輸	宮崎 友明	北宇和郡鬼北町大字上鍵 山234 - 1	令和5年 7月26日	土工事業 及び・土工事業 管工事業、水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止
(般 - 2)第12163号	令和3年 1月5日	(有)いの水道設備	猪野 政敏	大洲市田口甲1046 - 2	令和5年 7月31日	土工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年8月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	令和5年8月22日

○愛媛県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年8月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂583番3から 同町山鳥坂578番2まで	旧	メートル 44~222	キロメートル 0.132	
			新	9.1~362	0.132	

○愛媛県告示第919号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年8月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂583番3から 同町山鳥坂578番2まで	令和5年8月22日

教育委員会公告

○公告

令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（後期選考試験）
の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、
令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（後期選考試験）を次の
要領で実施する。

令和5年8月22日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

1 選考試験の区分、期日及び場所

区分	期日	場所
小学校教員	令和5年10月7日（土）	愛媛県庁 （松山市一番町四丁目 4番地2）
中学校教員（各教科）		

高等学校教員（各教科）	令和5年10月8日（日）	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）
特別支援学校教員		

注1 区分間の併願は認めない。
2 場所等を変更することがある。

2 受験申込受付期間

令和5年8月29日（火）から9月14日（木）まで

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者
- (2) 試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有する者
- (3) 昭和39年4月2日以降に出生した者
- (4) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、他の都道府県の国立学校（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。以下同じ。）又は私立学校（学校教育法第2条第2項に規定する私立学校をいう。）の教員として勤務している者（正規教員であるものに限る。）で、2年以上の教職経験（正規教員である期間に限る。休職、育児休業等（部分休業及び育児短時間勤務は含まない。）の期間を除く。以下同じ。）を令和5年9月14日時点で有する者

- イ 高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、本県の国立学校で3年以上の教職経験を令和5年9月14日時点で有する者
 - (5) (4)で有する教職経験と同一の試験区分を志願する者
 - (6) 令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）の受験申込みを行っていない者
- 4 受験申込手続及び試験方法
令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）及び令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験後期選考試験実施要項（以下「実施要項」という。）を参照すること。
- 5 志願要項、実施要項及び出願関係用紙の入手方法
愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。
なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。
<問合せ先>

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912 - 2942
高等学校教員志願者	〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話（089）912 - 2952

雑 報

○愛媛県収用委員会規則第1号

愛媛県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年8月22日

愛媛県収用委員会
会長 高橋直人

愛媛県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

愛媛県収用委員会運営規則（昭和44年愛媛県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 省略 <u>（写真撮影等の禁止）</u></p> <p>第8条 審理に出席する起業者、土地所有者及び関係人並びに傍聴人は、審理の場において、写真を撮影し、録音若しくは録画をし、又は中継をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略 第12条 省略 第13条 省略 第14条 省略</p>	<p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略 第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略 第12条 省略 第13条 省略</p>

附 則

この規則は、令和5年8月22日から施行する。